

号に対する趣旨説明を行います。

請願書に述べられておりますとおり、熊川停留所は熊川地区における唯一のテストステーションとして、近時にわかに利用者数も増大し、拝島駅の調べによりますと本年十月末日現在、一日の乗降客は定期客一千三百三十六人、その他二百人で、合計約一千五百三十六名にも達しており、田園地区における急速な宅地化に伴いまして今後ますます利用者が増大する傾向にあります。

御承知のとおり、当停留所は一時国鉄が廃止を決定したものを、議会議事者、地元熱心な運動により、全額市及び地元有志の負担において存置したもので、言うなれば純然たる民衆駅性格を有するものでございます。このため、停留所及び周辺整備に対しては、国鉄の熱意は余り期待されず、公衆トイレの設置等についても議会の皆様方をお願いし、御尽力をいただいたものでございます。

このたびの請願は、この熊川停留所を利用する多くの市民から、このホームに屋根をかけていただきたいというものであります。現在の実情は、ホーム

に登る階段個所に申しわけ的に屋根を有するだけで、特に降雨時のような時には大変不便、又は危険を感じておるものでございます。

どうぞ実情御賢察の上、市民の願いがかなえられますよう本請願を御採択賜りますようお願い申し上げます。

なお、本請願と同趣旨の請願第六号が続いて提出されておりますが、その件名において本請願は五日市線熊川停留所と表現し、第六号は五日市線熊川駅と表現されていることについて、本日昼休み休憩中、各議員の皆様方から種々御意見がありましたので、この点について補足説明を加えてさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、本停留所は一時国鉄が廃止を決定し、地元におきましてその存置協力委員会を設置するときに、熊川駅存置協力委員会が、停留所存置協力委員会かということにつきまして、種々国鉄当局とも相談いたしました結果、当時におきましては熊川停留所が正しい呼称であるというところから、熊川停留所存置協力委員会というような形で運動を続け、存続を勝ち取った経過がございます。すなわち具体的に申すなら

ば、本請願に述べられております五日市線熊川停留所とは、拜島駅から五日市方向に発車した電車が、正常に運行されて一番最初に停車し、かつ正規に乗客を乗降させる場所を五日市線熊川停留所と表現したものであります。ことを御了承いただきたいことを、特につけ加えてお願い申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(岩田博君) 次に、松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 請願第六号、五日市線熊川駅ホームの屋根設置に関する請願書につきまして、紹介議員といたしまして趣旨説明をさせていただきます。

熊川駅の利用者は、御承知のように田園地区の開発に伴い急速に増加してまいりました。ことし三月、市の調査によりまして一日の乗降客は二千名以上となっております。朝のラッシュ時におきましては電車を待つ人がホーム全体に広がっておりまして、雨天時にはかさをさして待たなければならず、

事故防止上からもいろいろ問題があると思えます。利用者にとりましてホームに屋根があればとの思いを大きくしているわけであります。

このような状況をおくみ取りいただきまして、ホームに屋根が設置できますよう御理解を賜り、本請願書が御採択いただけますことをお願いいたします。簡単ではあります。紹介議員としての説明とさせていただきます。なお一言つけ加えさせていただきますと、先ほど請願第五号で説明がありました熊川停留所ということと同じ駅でございますので、その点について表現の問題もありますけれども御理解を賜りたいと思います。

○議長(岩田博君) 以上で各紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対して質疑及び意見等がありましたら発言願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) ほかになければ、以上で質疑及び意見は終わります。

本四件につきましては、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設及び厚生委員会に付託いたします。

議百十五 議百十六 議百十七 請四 陳十 請五 清六 議百十八
○議長(岩田博君) 日程第十八 議案第百十八号 昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 有藤多市君登壇)

○建設部長(有藤多市君) 御指名によりまして、議案第百十八号 昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

二百六十ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、予算現額四億五百七万三千円に對しまして、収入済額四億一千三百十三万一千五百八十九円でございます。

その内容について申し上げますと、一番の分担金及び負担金におきまして一億一千五百九十七万四千四百七十二円でございます。その内容は、加美平の保留地一千八百二十三平方メートルの処分金でございます。

二番の都支出金におきまして二十九万五千円でございますが、これは土地区画整理法第七十六条の事務費の本託金でございます。

三番の繰入金におきまして、二億八千五百万円は一般会計からの繰入金でございます。

四番の繰越金一千三十九万四千七十九円ですが、これは前年度からの繰越金でございます。

五番の諸収入一百四十六万八千三十八円は預金利子及び多摩河原地区の換地精算金でございます。

以上、締めまして歳入合計四億一千三百十三万一千五百八十九円が収入済額でございます。

続いて歳出について申し上げますと、予算現額四億五百七万三千円に對しまして支出済額三億九千五百七十七万六千二百二十四円で、執行率は九七・七%でございます。

その内容について申し上げますと、一番の総務費におきましては二千四百四万三千六十円は職員の人件費が主なものでございます。

二番の事業費ですが、三億七千七百三十四万五千二百二十一円でございます。そのうち加美平地区二億四千六百四十八万六千六百六十一円の主なものは、御案内のとおり以前から懸案となっておりまして反対者との和解が昨年十二月十日に成立いたしました。それに伴いまして新都市建設公社への事業委託料五千六百万円、移転補償料九千二百三十七万四千八百五十二円。反対者への繰延補償料四千五百五十三万四千四百七十円。公社への保留地予納金返還金四千八百三十七万一千三百九円。それから加美平地区画整理事業促進会助成金二百万円等が主なものでございます。福生駅東口地区の事業費につきましては一億二千四百二十四万八千三百六十円の支出済みで、主なものは新都市建設公社への事業委託料一千万円。それから移転補償料一億一千三百九十九万九千八百八十四円等が主なものでございます。三番の諸支出金におきまして、九十九万八千五百四十三円。これは夕摩河原土地地区画整理事業の換地精算金でございます。

以上、締めまして歳出合計三億九千五百七十七万六千四百二十四円でございます。歳入、歳出差引残額一千七百三十五万五千四百六十五円が翌年度の繰

越金と相なっております。

以上、大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上御認定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田博君) 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 大野行夫君登壇)

○監査委員(大野行夫君) 昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計歳入歳出決算の審査を御報告申し上げます。

本決算につきましては、施政方針にも述べられておりますとおり、本年度の主要事業の一つでございます。かねてから加美平地区画整理事業に反対しておりました関係住民と市との間に本年十二月十日に和解が成立いたしました。この区画整理事業認可があった昭和三十八年から数えまして十数年を要し、ここに都市計画街路二・二一号線が完通し、当該事業もようやく完了の時期を迎えるに至ったのでございます。

一方、福生駅東口地区土地地区画整理事業は、昭和四十九年度から昭和五十五年まで総事業費十二億五千六百万円で施行する計画となっているが、本年

度までの執行額は移転補償料が主で二億七千三百六十一万六千円、全体計画の二・八％の執行率でございます。計画道路等の施行割合は道路延長で見るとわずか一九・一％でございますが、仮換地の指定は約八・七％行われております。当該地区は既成市街地でいろいろと複雑な権利関係等、立地条件から考えて事業施行上困難な問題を多く抱えていることは理解できるが、計画年度もすでに半数を経過している現在、重ねて関係権利者の本事業に対する理解と協力を得られるよう、いままでより以上、格段の努力をされるよう要望します。

以上でございます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第百十八号については建設委員会に付

託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十八号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十九 議案第百十九号 昭和五十二年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤多市君登壇)

○建設部長(斎藤多市君) 御指名によりまして、議案第百十九号 昭和五十二年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

二百八十二ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、予算現額十一億三千三百七十一万二千円に對しまして、収入済額十一億三千三百九万六千八百三十一円で九九・九%の収入率でございます。

その内容について主なものを申し上げますと、一番の国庫支出金につきましては一億九千二百五十四万二千円でございますが、そのうち国庫負担金におきまして二千七百五十四万二千円。これは流域下水道の防衛施設分負担金でございます。国庫補助金におきまして一億六千五百万円。これは公共下水道事業の補助金でございます。

二番の都支出金におきまして三千七百万円。これも公共下水道の補助金でございます。

三番の寄付金におきまして二千百五十万円。これは西武拝島集合住宅の建設に伴いまして、西武鉄道から寄付されたものでございます。

四番の繰入金におきまして二億円。これは一般会計からの繰入金でございます。

五番の繰越金一十四百九十万四千八百三十一円。これは前年度からの繰越金でございます。

次に六番の諸収入におきまして五十五万円。これは預金利子その他でございます。七番の市債におきまして六億六千六百六十万円。これは公共下水道事業費におきまして五億四千三百四十万円。流域下水道事業費におきまして一億二千三百二十万円でございます。

続いて歳出でございますが、予算現額十一億三千三百七十一万二千円に對しまして、支出済額十億二千九百八十五万九千六百九十二円で一部事業が繰り越しとなっておりますが、それを合わせますと九四・五%でございます。

その内容について主なものを申し上げますと、一番の総務費におきまして六千二百六十一万七千七百八十四円。これは従事しております職員の人件費が主なものでございます。

二番の事業費におきまして八億八千二百九十六万九千三百十五円でございまして、その主なものは公共下水道管渠工事費六億二千四百六十九万三千円。流域下水道負担金一億二千九百十万六千八百二円でございます。

三番の公債費におきまして八千四百二十七万二千五百九十三円でございます。
以上、締めまして歳入歳出差引残額一億三百二十三万七千四百三十九円が翌
年度繰り越しと相なっております。

以上、大変雅駁な説明でしたが、慎重御審議の上原案どおり御認定
賜りますようお願いいたしまして説明いたします。

○議長(岩田博君) 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 大野行夫君登壇)

○監査委員(大野行夫君) 昭和五十二年度福生市下水道事業会計歳入歳
出決算の意見を申し上げます。

本事業は、本年度をもちまして第一期事業の認可区域の最終年度
に当たりまして、又、明年度の供用開始に備えて区域内の面整備の事業
が施行されたが、事業費九億四千七百余万元の消化については、これらの所
要財源の確定時期の問題を初め、執行体制、道路交通、道路地下専
有用物件等の調整等問題が多い中で、一部工事が年度末に集中し
多少の混乱は招いたものの、繰越明許費四千二百万円を控除すると事

業費の執行率九七・四八%は一応の成果と言えよう。 今後は所要財源の
確保と見通しをできる限り早期に通確に掌握し、工事が一時期に集
中することがなく計画に従い円滑に推進できるよう一層の努力を要望
します。

以上でございます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わり
ました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十九号については建設委員会
に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十九号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第二十 議案第百二十号 昭和五十二年度福生市

受託水道事業会計決算認定 についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（水道事務所長 田村忠雄君登壇）

○水道事務所長（田村忠雄君） 御指名をいただきましたので、議案第百二十号 昭和五十二年度福生市受託水道事業会計決算 につきまして御説明を申し上げます。

初めに、今回の異常渇水によります給水制限並びに財政健全化のための

料金改定等、あるいはその他の事業の運営につきましてはいろいろと御心配をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます次第でございます。

東京都の水道財政につきましては、御承知のように五十年の九月に大幅な料金引き上げを行いまして、五十二年度末までは財政の健全化が確保される見通しであったわけでございますが、その後、人件費あるいは物価等の上昇によりまして東京都の財政も五十二年度単年度では約六十九億円の赤字となっております（ございます）。

なお、当福生市の分につきましても、損益収支では単年度では約六千六百万円程度の赤字になっているような状況でございます。

次に内容でございますが、歳入で受託水道事業収入といたしまして収入済額が三億九百六十八万七千四百八十八円。これは人件費あるいは動力費のような管理的なもの、それから配水管の物設あるいは新設等の工事の建設的な収入の東京都の受託金でございます。

歳入歳出とも五十二年度に比較いたしましたして約一七・一％の伸びになっております。執行率につきましては九五・五七％と相なっております。

歳出でございますが、水道管理費におきまして支出清額が二億六千七百三十六万五千二百十三円となっておりますが、これは四四％が職員の人件費でございます。それから、そのほかには取水あるいは配水等の動力費等の費用でございます、これが約一三・八％になっております。なお、そのほかには建設費の方も合わせまして配水管の移設工事あるいは新設等の約二七％を含まれておりますが、配水管の移設工事につきましては二十四件ございました。そのほかには事務的な経費でございます、これは水道料金の集換針等の委託料等がこの主なものでございます。

それから建設改良費におきまして四千二百三十二万四千六百三十五円の支出済みでございますが、これは配水管の新設工事が九件ございました。全長にいたしまして二千四百メートルを施行してございます。そのほかの主なものといたしましては量水器の購入費でございますが、これは検定満期の関係と、それから破損等によりまして取りかえの代金でございます、六百六十九個の取りかえをいたしております。

そういたしますと、歳入歳出とも三億九百六十八万七千八百四十八円でございまし

て、差し引き残金はゼロでございます。

はなはだ雑駁な説明でございしますが、慎重御審議をいただきまして御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田博君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 大野 行夫君 登壇）

○監査委員（大野 行夫君） 昭和五十二年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算の審査を御報告申し上げます。

本事業は都よりの受託事業でございまして、さしたる問題もございませんが、漏水等による修繕件数が二百四十五件と前年度より十件ふえております。水道経費及び市民感情からみましても漏水修理は迅速に施行するよう特に注意されたい。建設改良費は四千二百三十三万三千円で、前年度に比較して一四・二％の減となっておりますが、配水管新設二千四百メートル、消火栓新設七基が工事費三千三百九十四万七千円で施行されている等が主なものでございます。

以上でございます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十号については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十号は建設

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明九日から二十一日までの十三日間は休会いたしましたと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって明九日から二十一日までの十三日間は休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は十二月二十二日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時一分 散会